

東京地方裁判所司法資料見学記

芳賀明子

一九九三年三月二十六日（金）に、「司法資料の保存を考える会」（全史料協のメンバーが多数参加）による東京地方裁判所の司法資料の書庫見学に参加する機会を得たので、その概要について報告したい。

一 はじめに

民事確定訴訟記録については、日本弁護士連合会などの働きかけにより、平成四年二月七日に最高裁総三八号事務総長依命通達「事件記録等保存規程の運用について」が出され、民事事件記録等の特別保存についての規程が整備された。また、同時に判決原本については保存期間が従来の実質的な永久保存から五〇年に改められ、保存期間を過ぎた判決原本は特別保存と廃棄に分け、平成五年十二月三十一日までに保存期間が終了したものについては平成六年一月一日以降に廃棄を行なうとしている。何を特別保存とし、何を廃棄するのかの判断が一九九三年末までに求められている。これに対し、法史学会などからは文書館等の意見を聴取し、廃棄される判決原

本を資料保存機関へ移管してほしいとの要望が出されている。また、平成四年八月二十一日付けで最高裁総三第二七号事務総長通達「事件関係の帳簿諸票の備付け及び保存について」同日付最高裁総三第三八号事務総長通達「帳簿諸票の備付け及び保存に関する事務の扱いについて」が出され、今まで永久保存だった事件簿や各帳簿類が、民事の場合は最高七十年の保存期間を過ぎた場合、平成六年一月一日以降廃棄されることになった。こうした帳簿類が廃棄されてしまうと、どんな裁判があつたのかという記録もなくなってしまう。現在、各地の弁護士会、学会、資料保存機関等は共に、これら判決原本や訴訟記録、帳簿類の保存についてタイムリミットのある課題として取り組むべき状況になつてている。一九九二年十二月十五日に竹澤哲夫氏（日弁連）、浅古弘氏（早稲田大学）、高野修氏（藤沢市立文書館）、安藤正人氏（資料館）、石原一則氏（神奈川県立文化資料館）らが中心となり「司法資料の保存を考える会」が結成され、現在まで三回の学習会を設け、司法資料の保存について検討を重ねている。今回はその活動の一環として、保存状況や運用の実態を知

るために、首都東京ということから記録の量が多く、また、記録管理が確実に行なわれているという東京地方裁判所の書庫の見学を申請したところ、十名という枠で見学が許可された。欠員が出たため、埼玉県立文書館からも参加させていただいた。東京地裁については、

昨年から今年にかけて、日弁連、大学関係者がすでに見学を行なっている。今回は、書庫内の民事事件記録、判決原本、各帳簿類の保存状況を実際に見学させていただき、また、記録の担当者から直接説明を受けることができた。但し、写真撮影は許可されなかつたので、報告はその場で取つたメモによるものである。

二 見学前の質疑応答

地下鉄日比谷線霞ヶ関駅から徒歩一分、東京地裁・高裁等の十八階建の合同庁舎がある。各階が地裁、高裁に分かれ、またその中が、民事、刑事に分かれている。一般向けの各階案内には保存庫のある地下三階の表示はなく、地下一階までとなつていて。午後二時、広々とした正面玄関ロビーにメンバー九名が集合。先ず十四階の地裁民事訴訟庶務係の部屋に伺う。かなり広い部屋で二十分三十名の職員が執務している。脇の小部屋で、民事訟廷管理官の方と担当の記録係長から説明を受けた。また、質問にも丁寧に答えていただいた。

説明…地下の三階の書庫の内二つが書庫となつていて。そこに、事件記録、事件記録から分離した判決原本、分離後廃棄予定の記録がある。古い判決原本は、明治十年からのもので、従来は永

久保存だつたが、現在は、五十年保存となつた。

質問…二項特別保存による具体的な要望はあつたか？
答え…今のところ、特にない。

質問…手続きは？

答え…要望書を出してもらうことになる。

質問…要望書は特定のものか？

答え…特定のものである。（見本を配布 次頁参照）

質問…要望するときには事件を特定する必要があるのか。

答え…ある。何年度の分を全て見たいといつても応じられない。著名な事件は刊行物などに事件番号が掲載されているので事件番号で特定してほしい。事件番号は何年度の何番となつていて

新聞などで報道されたような事件であれば、通称などを書いてもらえばこちらで検索することもできる。

質問…事件番号はどのようなシステムでつくのか？ 新聞などには、掲載されていないが、また、判決原本でなく記録も事件番号で特定できるのか？

答え…受付けた段階で決める。事件番号を記した「事件簿」がある。受付けた順に年の初めからつけていく。昨年は、普通の私人間の民事事件だけで二万件を越え、計二万四千件という膨大な件数となつていて。記録についても事件番号で特定できる様になつていて。

質問…人名索引はあるのか？

(別紙第3)

特別保存要望書

平成 年 月 日

裁判所 御中
 住所
 職業
 氏名

(印)

下記記録（事件書類）の特別保存を要望します。

記録（事件書類）の表示	明・大・昭・平 年（ ）第 号 民事第一部
事件名（通称）	事件（ ）
保存の対象	記録の一部・全部 冊 事件書類 冊 通 (一部のとき) その範囲は次のとおりです。
特別保存の理由	規定9条1項（○を付したもの） ア 財産管理人の選任事件等で財産管理事務が現に継続している。 イ 保存期間満了後に当該債務名義に係る債務の履行期が到来する。 ウ 再審又は和解無効確認等の事件が現に係属し、又は係属することが予想される。 裁判所 支部 平 年（ ）第 号 事件
	エ 関連する事件が現に係属し、又は係属することが予想される。 裁判所 支部 平 年（ ）第 号 事件
	オ その他
	規定9条2項（○を付したもの） ア 重要な憲法判断が示された。 イ 法令の解釈運用上特に参考になる判断が示された。 ウ 訴訟運営上特に参考になる審理方法により処理された。 エ 世想を反映した事件で史料的価値が高い。 オ 全国的に社会の耳目を集めた。 カ 当該地方における特殊な意義を有する。 キ 調査研究の重要な参考資料となる。 ク その他

保存の終期	年 月 日
保存番号	

答え：ここ四五年分は作成している。原告者名、被告者名から引ける。新聞などに載った事件の事件番号については、こちらで

分かるが、かなり昔の事件になると難しく、恐らく東京地裁以外の各地裁でも昔の事件については受けられないと思う。

質問：「事件簿」はいつごろからあるのか、記載事項は何か？

答え：大正年代からある。記載事項は、事件番号、当事者名、結果などである。

質問：「事件簿」の閲覧はさせているのか。特別保存の制度を機能させるためには、検索ツールが必要であり、そのためのツールとして「事件簿」の公開はできないか。あるいは、それに変わるものを見提供できないか？

答え：「事件簿」は内部資料であり、閲覧はさせていない。事件の検索ツールについては検討中である。どの裁判所も検討中であり、具体的には、まだ詰めていない。先日も他の地裁から検索ツールの件について問い合わせがあつた。

質問：「事件簿」を公開しない理由は何か。プライバシーという点か？

答え：プライバシーに係わることと、内部資料である点である。

質問：公文書館等では三十年、五十年という時点で公開するが。

答え：公開が問題になるとしたら、やはり五十年以上経過した古い部分と思われる。

質問：特別保存の要望を出すための検索ツールのシステムができる

いうちに、判決原本などを廃棄してしまうことがあるか。それでは困る。

答え：公式ではないが、多分うちは大丈夫だ。捨てないと思う。

質問：特別保存の要望がない場合、裁判所側で選別を考えているのか？

答え：現在検討中である。

質問：特別保存の要望書を出した場合、その返事は要望者にしても

らえるのか？

答え：規程上は報告しないことになっているが、聞いてもらえばと思う。

質問：各地裁によって持つていてる資料の量に差があるか。事件を特定する手段、ツールの作成は、上から一律に指示するのか、各地裁で考えることになっているのか。

答え：資料の量は様々である。事件を特定する手段、ツールについては各地裁で考えることになつていて、最終的には、どこも似たような形になると思う。

質問：東京地裁が各地裁の中で、一番資料の管理がきちんと進んでいると聞いているが？

答え：何とも言えない。

質問：「事件簿」に記載されているのは事件名、当事者名、結果ということことで内容的に踏込んだ記載はなくとも、その程度でプライバシーの侵害となるのか？

答えた。ただ、こういう訴訟を起こされた、あるいは訴訟に関係していたことが分かること自体がプライバシーに係わつてくる場合がある。

要望・五十年経過したものまで、大正期まで、戦前まで、旧憲法下までというように、ある時点までの「事件簿」を、事件を特定するためのツールとして公開してくれる様に考えてほしい。

三 書庫見学

上記の質疑応答後、見学に移る。エレベーターに向かう途中「記録閲覧室」の表示を見る。ここで訴訟記録を見る事ができるとのこと。エレベーターで地下三階に下りる。エレベーターを挟んで左右に五十メートル程の廊下があり、その両側が倉庫と機械室になっている。右奥の二部屋が民事訴訟記録の書庫である。手前のB3—3記録庫とドアに表示された部屋へ入る。書庫特有の消毒臭がする。中は、壁も天井もコンクリートが剥き出しで広い倉庫といった印象。手動の積層書架や固定書架が部屋中を埋めている。手前の積層書架には一列で一～五五までの番号がふつてあり、書架は手前から奥まで四列程度はある様に見えた。ここに、民事の通常事件が計五十四万件程度収納されており、毎年一万五千件位増えていくとのこと。特別事件の方を併せてると六十万件近いといふ。

一番手前の書棚は八段書架で三連程度、そこにぎっしりと厚さ五

ミリほどの新しい書類綴(普段役所で簿冊に使つてゐる厚紙のもの)

が一段に約百件ずつ並んでいる。これが事件記録から分離された判決原本である。六十という数字があり、昭和六十年に確定したものであろう。一年分、一万数千件で二四棚分ぐらいある。一件一冊ごとに通し番号が打つてある。これは、事件番号ではなく、保存番号でその年の確定した順番につけられたものである。六十年の何番という具合につけられ、「事件簿」のほかに「保存簿」があり、これで事件番号との照合ができるとのことである。このやり方は、東京地裁の様に件数が多いところの特徴とのことで、どこでも保存簿を作つてゐるわけではない。係の方が棚から抜き出しながら「これらの九割までは軽易で身近な私人間の民事事件なので、将来にわたつてこれらを全部取つておく必要はないと思います。」という。その反対側の棚には判決原本を分離した後の、廃棄予定の記録の部分が横積みに棚一杯に詰めてある。こちらは、一件で数簿冊になるものも多く、一段で数件から十数件くらい、ものによつては数段で一件という場合もある。様々な形態の資料が含まれており、図書なども入つてゐる。中を見ていた文書館員は「判決原本よりむしろこうした記録の方に、資料的価値があると思える」という。こうした確定後の記録は十年で廃棄処分となり、既に昭和五十六年位までのものが焼却処分されている。一回に七トンずつ、年三回運び出すとのことだ。また、判決原本の分離作業のための人員は常時六名程度とのことでかなりの作業量である。

「古い判決原本をお見せします。」といわれ、左奥へと進む。手動

式の八段の積層書架の左上から明治期の判決原本の編冊簿冊が並んでいる。厚さはそれぞれ十センチ程度で、厚紙で簡易製本され、墨で簿冊名が背に書いてある。年代を経てはいるため、紙の色が若干黄ばんでいる。左端の一冊の古い簿冊には、「明治五年至明治十七年内人交渉訴訟裁判言渡書」とある。その他は「明治二十二年民事裁判言渡書」、「民事判決原本綴昭和十一年(八)自二五七号～至五三三号一九四ノ二号」などと背に書かれている。背の届くところの明治期の簿冊を一冊手にとり中を見て見る。仮製本の厚紙の表紙を開けると中に本来の編冊の表紙がある。内側に、明治期の文書独特の草書体の墨字で書かれた、極薄い紙が数百枚綴じてある。少し虫が食っている部分もあるが、全体として見ればかなり良い保存状態である。水に濡れた跡や、しみも無い。番号によれば一冊中に二百件程の判決が入っていることになる。係の方が「戦災で焼失したものもあるが、ある年度だけがないということではない」と説明する。

二～昭十二、昭十二～一十八となつていて、明治初頭から一九四五六年（昭和二十年）までの判決原本の総量は通常の五連書架の五列分に収納されている。量が多いとされている東京地裁の量がこの程度であるならば、ほかの地裁の一九四五年以前の判決原本の量はこれ以上ということはないだろう。一括保存が可能な量に思われた。「昭和二十年までの判決原本の量は思ったより少ないですね。」との問いは、「新たに書庫を建てる予定もなく、収蔵スペースは厳しい」と答えられていた。

さらに奥に進むと内部資料である「事件簿」が置いてある。七段書架で七連ある。背が皮で製本された立派なものもあり一冊の厚さは六、七センチ、年代の経つているものは皮が擦れている。「事件簿」は大正二年からあり、大正十五年の一年分を数えてみると、十五冊あつた。中を見ると、番号、接受の月日、事件の標目、当事者の氏名、訴訟代理人の氏名、備考となるもの、事件番号、受付、裁判所、事件番号、当事者名、事項、終局、結果、送付、備考となるものもある。ただ事件簿となつてているのではなく、担保取消事件簿や和議事件という簿冊もあった。これらの帳簿類が、果たして事件を特定するツールになるのだろうか。また、これらの事件簿をもとに何らかの検索ツールを作成することは容易なことではないと思われる。もう一列奥に保存簿、廃棄目録と表示があるので開けて見せてもらう。両帳簿併せて七段六連程度で体裁は事件簿と同様である。「保存簿」

は上記の説明通り、確定した順に年ごとの番号が打たれ、管理上使用しているものである。記録の廃棄については、事件簿ではなく、保存簿で確認することであった。「廃棄目録」を見るとこちらは明治二十四年からのものがある。中を見ると、事件記録について廃棄して良いかどうかの起案文書であった。「保存期間が終了したので以下の記録を廃棄して良いか、(印)のついたものについては指示してほしい」という内容であった。その後に、廃棄した事件記録のリストが数百～数千という単位で綴つてある。一つの簿冊に何回分かの起案がまとめて綴じてあった。所々の下欄に(印)という丸印が押してありそれがほとんど棒線で消してある。消したものについては廃棄されたのであろう。これらの帳簿類も最高七十年という保存期間を過ぎたものについては昨年八月の通達で来年以降廃棄できるわけだが、これらは内部資料とはいえかけがえのない司法資料の一部であり、事件を特定するためのツールの元でもあり、是非継続保存してもらいたいと思う。

以上で書庫の見学を終った。時間にして一時間程度であった。消防設備について尋ねると消火器とスプリンクラーとの回答があつた。

四 見学後の質疑応答

再び、十四階に戻り若干の質疑応答があつた。

感想・大変整然と整理されているのに感心した。

質問・裁判記録はどの年代まで廃棄しているのか。また、特別保存

しているか？

答え・五十四、五十五年くらいまでは廃棄している。特別保存はしていないが、記録でも松川事件のように有名なものは、記録まで含めて活字化され刊行されているものもある。こうした場合は記録は要らないと思う。三十九四十年代のものでも保存期間が過ぎていない記録はある。

質問・記録資料を見るにしたら、事件毎に大部なものを一括して請求してもらうしかない。記録の一部分だけという様には見せられない。

質問・事件毎に一括して請求してもらうしかない。記録の一部分だけといふには見せられない。

質問・判決原本に載っているのは主文だけか？

答え・主文、事実、双方の主張すべてを合わせたものが判決で、それを見れば裁判の経過そのものがわかるようになつていてる。

質問・記録、判決原本等のマイクロ化を考えているか？

答え・考えていない。

要望・現在、公文書館などが発展してきており、記録に関する考え方も広がり、変化してきている。たとえ活字化されたものがあつたとしても、肉筆の生の資料も現物のまま保存していくことが必要となつてきている。裁判所にとつても、編集された判決原本や事件簿など、現物の資料が持つ歴史的な証言力という観点での配慮が必要だと思う。周囲の資料保存の考え方の広がりを理解してほしい。

質問：記録担当者同士の他の地裁との連絡会はあるか？

答え：ない。事務方のトップの会議になることはある。実際になつた。が、直接の担当者同士の会議はない。

要望：資料の保存についての考え方が、従来に比べ、広くなつてゐるので、従来の役所の保存規程にとらわれず、時代の流れを考えてほしい。一度捨ててしまつた資料は二度と戻つてこない。場所があるかないかという理由で、遠い将来、司法資料館ができたとき、核になるような貴重な資料を今捨ててしまはず、全面的に残していく様に考えてほしい。

以上で、時間を大分オーバーしたが、見学会を終了した。

五 感想

実際に、裁判所の書庫内で係の方の説明を受けながら司法資料の保存状態を確認でき、大変参考になつた。整然と整理された大量の書類からは、日頃の業務の御苦労がうかがわれた。明治以降の判決原本分離後の記録の部分がきれいに廃棄されてしまつたこと、それに対し、明治初頭からの判決原本や帳簿類が編冊され見事に保存されていたのが対照的だつた。記録の部分については、今ままでのように、一律に廃棄されるのではなく、特別保存の制度を有効に活用すれば、資料的価値あるものが残されていくようになろう。また、判決原本については、文書館等では、一九四五年以前の資料

については、選別せざる一括して保存しているところも多く、量的に可能であるならば、是非一括して特別保存の対象とできないものだろか。特別保存の有効化を目指した制度の整備が、逆に、明治以来、連綿と保存されてきた貴重な判決原本や帳簿類の一括廃棄、焼却処分に帰結してしまうとしたら、取り返しがつかない。また、特別保存のために事件を特定するためのツールといつても、事件簿の公開も不可能ならば、その作成は困難であろうと予想される。来年以降、もし、特別保存以外の判決原本や各種帳簿類が廃棄される場合には、是非、資料保存機関等に移管し、将来へ保存していくべきだと思う。判決原本、帳簿類については平成5年内というリミットがあるので、廃棄処理の延期要望などの短期的な運動も含め、今後、「司法資料の保存を考える会」を初め、弁護士会、法制史学会、資料保存機関関係者（全史料協）等により、司法資料の保存について考え、運動していく必要がある。また、記録の管理は各地裁ごとなので、浦和地裁についても是非、何らかの形で見学の機会を設け、弁護士会、学会関係者、資料保存機関関係者（全史料協・埼史協）等で資料の保存状況を確認し、資料の保存について要望しておく必要があると思う。

（一九九三年三月二十八日 記）

付記

この見学記は、一九九三年三月に記述した報告である。その後、法制史学会、日本学術会議、日本弁護士連合会等が要望書を提出。また、全史料協は第19回全国大会（鳥取市）総会で、「司法記録の保存及び利用に関する要望」を大会決議、同要望書を十一月十五日に最高裁判所長官、内閣総理大臣宛に提出。十月には民事法を研究する大学教授らによる「判決原本の会」が大学の図書館等での保存を申し入れた。十一月二十日には明治大学で、「司法資料問題研究フォーラム」が開かれるなど、運動が展開されていった。最高裁は十二月八日、一九九四年一月一日以降予定していた一九四三年までの民事訴訟の判決原本の廃棄方針を撤回し、高裁所在地の国立大学での分散保存の方向で具体的な検討を始めた。

これにより、明治以降の貴重な判決原本の廃棄焼却という事態は避けられたが、その保存機関や今後の利用については将来への課題を残しているといえる。